

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和8年6月5日（第2日目）

議 長（高橋拓生君）

ただいまから、令和8年平泉町議会定例会6月会議2日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（高橋拓生君）

日程第1、一般質問を行います。

昨日の一般質問に引き続き、通告順に発言を許します。

第1回目の答弁は、登壇の上、発言願います。

質問、答弁に当たりましては、簡潔明瞭をお願いいたします。

通告4番、升沢博子議員、登壇、質問願います。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

通告4番、升沢博子でございます。

それでは、さきに通告しておりました2点について質問をさせていただきます。

1つ目につきましては、5歳児健診の取り組みについてということで、これは町長のほうにお伺いいたします。

幼児期において、5歳児は幼児の言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期と言われています。また、その時期の保健、医療、福祉による対応の有無が、その後の成長、発達に影響を及ぼす5歳児に対して健康診査を行い、子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うことが重要と思われま

す。当町が令和7年度から取り組んでいる5歳児健診について、実施状況と評価、課題などについて伺います。

- (1) 発達面に医療及び相談支援が必要な事例はあるのか伺います。
- (2) フォロー体制はどうでしょうか。就学後も継続的な支援の可能性はあるのか伺います。
- (3) 就学時健診との情報共有は行っているのか伺います。
- (4) 保護者への説明について注意した点、また、十分な理解は得られているのか伺います。
- (5) 障がいや発達に特性のある子どもやその家族への支援として行われている保育所等訪問支援事業について伺います。

大きな2番目でございます。メディアリテラシーの教育の必要性について。

国は、2030年の学習指導要領の改訂に向けて、現在検討を重ねております。その中で、メディアリテラシーの教育強化が検討項目となっています。多様化する情報を活用し、偽の情報から身を守り、正確で適切な情報を発信するために取り組みが必要と考えます。

そこで、(1) 昨年、中学校で保護者に行った情報機器活用に関する実態調査の結果について、保護者の懸念は共通しているように見受けられます。保護者への情報提供や相談窓口として、どのような対応を考えているのか伺います。

(2) グループLINEによるいじめ等の問題は出ていないか伺います。

(3) 新聞を教育に活用するNIE活動の取り組みについて伺います。

以上、答弁を求めます。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、升沢博子議員からのご質問にお答えをいたします。

5歳児健診の取り組みについての質問がありました。

初めに、健診結果において、発達面に医療や相談支援が必要な事例についてであります。令和7年度の健診結果では、発達面において医療機関への受診が必要と判断された事例はございませんでした。

一方で、専門職による相談等、発達支援につながるものが望ましいと考えられる事例は、全体の約3割ございました。主な所見といたしましては、「動きが多く、落ち着いて過ごすことが難しい」「集団の中で話を聞いたり、見本を見て取り組んだりすることが難しい」など、就学後の学校生活にもつながる課題が見受けられたところであります。

次に、健診後のフォロー体制についてであります。健診終了後は、関係機関と必要な情報を共有し、保護者の意向を十分に確認しながら、臨床心理士や言語聴覚士等による専門相談、また、子育て支援課で実施しております発達支援教室ぴかぴか組等へつなげ、就学に向けた継続的かつ適切な支援を行っております。

また、保護者支援の一環として、ペアレント・トレーニング事業を実施しております。この事業では、子どもの年齢や発達の状況に応じた関わり方について、保護者同士のロールプレイ等を交えながら、学ぶ機会を設けております。対象者につきましても、就学前の子どもの保護者に限らず、就学後の子どもの保護者も対象とすることで、切れ目のない支援につながるよう、

継続的なフォロー体制の充実に努めております。

次に、就学時健診との情報共有についてであります。本年度より就学時健診の実施前に、子育て支援課、教育委員会、こども園等の関係機関が参加する合同ケース会議を実施しております。この会議におきまして、5歳児健診の結果やその後の支援状況、また、就学に向けて配慮が必要な事項等について情報を共有し、関係機関が共通理解の下、円滑な就学支援につなげられるよう取り組んでいるところであります。

今後におきましても、子ども一人ひとりの発達や生活の状況に応じた支援が途切れることのないよう、関係機関との連携を一層深めてまいります。

次に、保護者への説明についてであります。昨年度は町として初めての5歳児健診を実施した年度でありましたことから、保護者の皆様が不安を感じることはないよう、事前に保護者説明会を開催し、健診の目的や内容、実施方法等について丁寧な説明に努めてまいります。その結果、保護者の皆様に健診の趣旨をご理解いただき、対象となる全てのお子さんに受診していただくことができたところであります。

健診結果等を関係機関と共有する際の取扱いにつきましては、事前に保護者の同意を得るとともに、当日の相談や健診後の支援方法につきましても、保護者の意向を確認しながら進めております。

健診当日におきましては、保護者が日頃の悩みや不安を相談しやすい環境となるよう、各専門職による相談ブースを設置いたしました。また、子どもの発達について、一方的な指摘と受け止められることのないよう十分に配慮し、従事者間で事前に子どもの状況や支援方針を共有した上で、個々の状況に応じた伝え方や今後の支援の方向性について、統一した対応となるよう努めたところであります。

次に、保育所等訪問支援事業についてであります。保育所等訪問支援事業は、障がいや発達の遅れがある子どもが通う保育所や学校などに専門の支援員が訪問し、環境調整や専門的なサポートを行う児童福祉法に基づくサービスであります。障がいや発達の遅れがある子どもが安心して集団生活を送るために必要なサービスであり、引き続き関係機関と連携を図りながら、必要な支援が適切に提供されるよう努めてまいります。

5歳児健診は、子どもの健やかな成長を支えるとともに、保護者の不安に寄り添い、就学に向けた必要な支援へとつなげる大切な機会であると認識しております。町といたしましては、今後も子ども一人ひとりの発達や特性を適格に把握し、保護者に寄り添いながら関係機関と連携し、切れ目のない支援体制の充実に努めてまいります。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

升沢博子議員からのご質問にお答えいたします。

メディアリテラシー教育の必要性に関し、保護者への情報提供や相談窓口の対応についての

ご質問がありました。

情報機器に関する調査から、スマートフォンやタブレットの使い方について、不安や懸念を抱いている保護者が一定数いることは、教育委員会としても把握しております。このような保護者の不安や懸念の解消に向けて、必要な情報提供につきましては学校ごとに取り組みが行われておりますが、地区懇談会で情報機器の正しい利用の仕方について話題とするほか、情報モラルに関する資料を配布し、家庭で考える機会を設けている学校もございます。また、各学校が主催する情報モラル教室への保護者参加を呼びかけるなど、家庭と連携した取り組みも進めております。

次に、保護者からの相談につきましては、各学校をはじめ、教育委員会において随時相談を受け付けており、学校と関係機関が連携しながら相談者の不安の解消につながるよう丁寧に対応しております。

今後とも、児童生徒が適切に情報機器を活用できる力を育むとともに、保護者の皆様が安心して見守ることができる環境づくりに取り組んでまいります。

次に、グループLINEによるいじめ等の問題についてのご質問がありました。

グループLINE等、情報端末機器を使用したSNSに起因するいじめにつきましては、令和7年度、当町の小中学校において3件の報告があり、令和6年度の1件と比較して増加している傾向にあります。これらの事案につきましては、各学校において速やかに事実関係の確認を行い、当該児童生徒への丁寧な指導や保護者との連携を図りながら適切に対応してまいりました。その結果、いじめについては現在いずれも解消しているとの報告を受けております。

また、いじめの認定には至っていないものの、SNS等を起因としたトラブルも発生していることから、引き続き注意深く状況を見守る必要があると認識しております。こうした状況を踏まえ、各学校においては、SNSの適切な利用を含めた情報モラル教育の充実を図るとともに、外部講師による講演会等の学習機会の提供や保護者への啓発を進めるなど、学校と家庭が協力した取り組みを行っております。さらに、児童生徒が安心して相談できる体制づくりを進めながら、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めております。

次に、新聞を教育に活用するNIE活動の取り組みについてのご質問がありました。

新聞を教育に活用する、いわゆるNIEの取り組みにつきましては、児童生徒の読解力や思考力、さらには社会への関心を高める上で大変有効であると認識しております。また、新聞を通して多様な情報に触れることは、物事を多角的に捉える力を育む上でも重要であると考えております。

当町では、中学校において、岩手日報社と契約し、「+（プラス）日報～確かな情報スクエア」プロジェクトに参加しております。これは、文部科学省が進めるGIGAスクール構想に合わせた取り組みで、紙面データをパソコンやタブレット端末を使い、紙面と同じ体裁の紙面を読めるデジタル版の新聞であります。このプロジェクトを利用し、朝学習の時間に生徒一人一人が記事を読む活動を継続的に行っております。さらに、学期に1回のスクラップ新聞作成やスクラップ新聞コンテストの実施、新聞形式での行事のまとめ、復興学習での新聞記事の活

用など、教科横断的な取り組みを通して情報を読み取り、考えを表現する力の育成を図っております。

また、小学校におきましては、各校の実態に応じた取り組みを行っており、自校の活動が掲載された新聞記事の掲示や子ども新聞の設置により、日常的に新聞に触れる機会を設けるほか、記事を読んで感想を書く活動や、学校のまとめを新聞形式で表現する学習などに取り組んでおります。

当町といたしましては、今後もこうした各校の実践を大切にしながら、児童生徒が主体的に情報に向き合い、社会の動きに関心を持ち、自ら考える力を育むための活動を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

それでは、何点か再質問をさせていただきます。

5歳児健診に関しましては、県内では大船渡市が令和5年ということで、ほかに先駆けて始まったわけなのでございますが、当町も令和7年、昨年からの取り組みということで、県南では早い取り組みなのではないでしょうか。

それで、健診の結果についてなのですが、発達支援につなげる事例が3割ほどあったということでございますが、割合としては高いように感じるのですが、そのことについてはどのように捉えているか伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉直子君）

5歳児健診を実施した中で、3割ということでございましたが、こちらのほうは全国的に見てもさほど変わらないといえますか、平均的な割合であると認識しております。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

その後の支援、相談につなげるということで、ペアレント・トレーニングあるいは発達支援教室という形につながっているようなのですが、その発達支援教室びかぴか組への参加人数も例年よりは少し増えているように感じるのですが、これは5歳児ということで早期の支援により、そういった特性を察知できたというか、そういうふうな捉え方でいいのか、その分析のことをお伺いします。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉直子君）

議員が捉えている早期に支援を実施するということで取り組みはさせていただいております、そのことでぴかぴか組に通園するお子さんが増えているというところで認識はしております。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

平泉町が取り組んでいるペアレント・トレーニングのことについてお伺いします。どういった理由でというか、そういった支援につながるようになったのか、そこについてお伺いします。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉直子君）

5歳児健診を受けまして、ペアレント教室を実施したというところでございますが、経過を含めてご説明いたしますと、平成26年度から平成29年度におきましては、4歳児のお子さんを対象に、社会性や生活習慣の確認を目的としました年中児教室を実施した中で、保護者の方から子どもとの関わり方や行動に関する相談が多く寄せられたことから、保護者支援の必要性を認識しまして、ペアレント・プログラムの講座を開催いたしました。この講座のほうは、子どもの行動に対する対応スキルを身につけることを目的に、発達支援の有無に関わらず、広く誰でも参加できる講座として展開したところでございます。

その講座を踏まえまして、令和7年度から外部講師も含めましてペアレント・プログラムを基本とした上で、さらに講座回数を増やしながら、名称を親子関係形成支援事業、ペアレント・トレーニングと改めまして実施しております。

以上となります。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

ペアレント・トレーニングとペアレント・プログラムの違いということで、様々な言われ方をしているようでございますが、ペアレント・トレーニング、ペアトレは子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的とすると。そして、ペアレント・プログラム、ペアプロと言われるようですけれども、行動の修正までは目指さず、発達障害やその傾向の有無に関わらず有効とされているということで、ペアレント・トレーニングの前段という捉え方をされているようです。

調べてみたところ、近くでは宮城県のほうで、広い意味でといいますかそういうプログラムに募集をして、気づきといいますか、親たちに働きかけてそういうプログラムを実施している事例があるようですが、結果としてそれがトレーニングにつながるのかとは思っておりますけれども、当町としても、私が令和6年に質問したときに、確かにペアレント・プログラムをやっていますというふうな答弁いただいていたので、その形で広く、広くというか親の困り感を

持っている対象に取り組むという考えはないでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉直子君）

議員おっしゃるとおり、本当に保護者の方の支援には、今、開催しておりますペアレント・トレーニングを中心としまして、また、その前段のぴかぴか組のほうも利用、活用しながら、引き続き保護者の方の支援に取り組んでまいりたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

そのトレーニング、ペアレント・トレーニングあるいは発達支援の関係で、親御さんの困り感のあるということで始まった事業ということなのですが、それは3歳児健診から5歳児になくという形で、これはその子どもの、何というのでしょうか、個別の支援計画という形をつくってつないでいくというような形を取っているのかどうか伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉直子君）

こちらのほうも、そのお子さんに合わせて個別の計画をつくりまして実施しております。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

それでは、健診の結果についても、見せていただいたところもあるのですけれども、やはり健診の結果、発達面だけではなく生活習慣、身の回りの自立についてというところでの課題が多く見られたという先生のお話もございましたが、その課題を保護者と十分に共有できているのかどうか伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉直子君）

健診を実施してみて、起床時間が遅いとか、食事のほうで偏食があるとか、そういうような健康習慣の改善、また身辺自立の取り組みが必要なケースが多く見られたことから、その結果を丁寧に保護者の方には健診結果を返しているところでございます。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

そういった課題として上げられたのは、やはり保護者との共有がなかなかできていなかったということが、その5歳児健診の結果、分かったというような報告もございますが、やっぱり

そういうところが早い段階で、その丁寧な対応が必要だということが上げられているようですが、その健診をするために、年中児教室もそうなのですけれども、その集団の中で、その子どもの行動とかそういったことを情報として、今回も健診のために事前の準備といいますか、そういったところにはこども園のほうでも関わったと思うのですが、そういった状況と、やったことによって得られたメリットといいますか、そこについて園のほうのお話も伺いたと思います。よろしくお願いします。

議長（高橋拓生君）

千葉二葉きらり園長。

二葉きらり園長（千葉真由美君）

5歳児健診をスタートさせてからの園のメリットということですが、今までもこども園では、ふだんの様子も保護者さんにお伝えしながら、よいことも、時には課題となる点なども、集団でのお子さんの様子を伝えながら、育ちを共有してきたところでした。

昨年度から5歳児健診がスタートしまして、集団におけるお子さんの得意とするところ、それから不得意とするところを医師とか保健師、それから専門家の方々からお話をいただくことで、保護者の方もまた改めて気づく機会につながったと思っております。

そして、健診の結果を関係機関で共有させていただくということを保護者の方に事前に承諾を、同意を得ているということがありましたので、園のほうでもお子さんの特性に応じた支援や環境を整えることができましたし、早期に対応することができるようになりました。そして、専門家の方々から専門的な助言を園のほうにもいただくことができますので、園内での専門性も高めることにもつながったと思っております。

それから、就学に関しても、保護者等とそれから関係機関とも方向性を同じに進めることができるようになったと感じております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

その保護者の対応ということで、就学時健診で突然、そういう支援が必要だという形を取るよりは、5歳児、1年前にそういったことで親御さんのほうに共に考えましょうという形を取っていくのだと思うのですが、その結果について、親御さんたちはスムーズに受け入れていただけたのかどうか伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉直子君）

今、そうですね、話を受けている中では、その結果についてご相談、結果について新たにこちらのほうに相談を受けたことはございませんし、専門相談等、そちらのほうにつなげてフォローはさせていただいているところでございます。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

分かりました。たくさんのそういった成果というものが得られたのではないかなというふうに思っております。

保育所等訪問支援事業についてなのですが、保育所等訪問支援事業は、障がいや発達遅れのある子どもが通う保育所や学校などに専門の支援員が訪問し、環境調整や専門的なサポートを行う児童福祉法に基づくサービスという答弁がございました。これにつきましては、対象になる子供さんが良好な保育所、学校生活を送れるよう、親、学校、事業所、サービス事業所ですね、その子どもの情報を共有することはとても大切なことと思います。今後そのような事例があるときは、子どもの最良の利益のために、コミュニケーションが本当に適切に図られるよう期待しているところでございます。

健診は、昨年度から始まったばかりではございますが、子どもの特性の早い段階の気づきによって、幼児から就学期まで関係機関の継続的な情報共有によりまして適切な支援が受けられれば、就学後の困難な状況がより軽減されるのではないのでしょうか。今後とも、きめ細やかな5歳児健診の取り組みに期待をしたいと思います。

これで最初の質問から次の質問に移りたいと思います。

メディアリテラシー教育の必要性についてでございます。

昨年、平泉中学校生徒の情報機器使用に関する実態調査を行ったようなのですが、その結果につきましては、頂いた資料によりますと、やはりスマートフォンを中心に情報機器を日常的に利用しておると。ふだんは平日は1時間から2時間ぐらい、休日になると3時間から多い子は5時間といった、そういった長い視聴があるようです。ほかに動画視聴やSNSが主な用途となっていて、多くの家庭では一応ルールは定めているものの、保護者は利用時間の長さやそれに伴う学力低下、ネット依存、SNSのトラブルとかに懸念をしているようでございます。

そして、学校に対しては、情報モラル教育のさらなる充実や情報提供、相談窓口といった形を希望して期待しているというところで、本来は家庭での親子の関係というところできちんと考えていただくところが、やはり学校にお願いしたいという、そういうことなのだなというふうに親御さんの声を聞いて思ったところですが、令和8年度のそういった情報モラル教育の学校での取り組み、具体的なところはどのような計画があるか伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

高橋教育次長。

教育次長（高橋国博君）

ただいまの議員のお話のとおり、この子どもを取り巻く情報の環境につきましては、急速に変化しているというところでございますし、情報メディアとの適切な関わり方ということを身につけるといことが、今後の将来を生きる子どもにとって、本当に極めて重要になってきているかなというふうに思います。そして、従来の道徳教育に加えまして、情報モラル、リテラ

シーを確実に定着させる必要があるということで認識しております。

このため、特に学校のほうでは、まず情報を見抜く力、そして安全に活用するためのルールを知ること、そして自分で情報発信するときの責任を理解することということで、この3つを身につけさせる情報モラルの指導を年間計画により行っているということでございます。

ただ、メディアリテラシーの教育につきましては、情報社会でよりよく生きていくということで、学校だけではなく、家庭、地域とも連携していくということが重要なというふうと考えております。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

そのとおりだと思うのですが、やはり親御さんの声の中から、大人も子どもも情報機器とうまく付き合わなければならない社会になっているので、上手な活用の仕方を家庭、地域、学校が一緒になって考えていければよいという、そういう親御さんの声がありました。本当にそういうことだと思うのです。親は学校に頼りたい。そういった中で教育してほしいという気持ちもあるのですが、やはりまず大人がというか、親がというか、そういう意識も必要なことかなと思うのですが、具体的にどうなのでしょうね、そういう機会を町としてもつくるというような考えはないか伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

高橋教育次長。

教育次長（高橋国博君）

情報モラルやメディアリテラシーの育成につきましては、本当に学校だけで完結するものではないということで、家庭と地域が連携して進めるということで、家庭のほうにはPTAや保護者との連絡をしながら、家庭でのメディアルールづくりなどに取り組んでおりますし、今後につきましても、メディアリテラシーの講演会あるいは学校便りということを通じまして情報発信を一層充実させながら、家庭と協働しながらメディア教育を推進してまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

メディアリテラシーって本当に言いにくい横文字なのですが、リテラシーって何ですかということで定義として、メディアの特性を理解し、メディアからの情報を収集、吟味、選択、加工、発信、交流する能力というふうになっております。最近も、やはりこのデジタル社会を制限して、年齢制限とか、そういった国もございますけれども、やっぱり禁止とか制限だけではなかなか解決しないところが多くなっております。

そこでなのですが、そこをどうするかといったときに、批判的思考とか吟味的思考とか、そういったところをつける力といいますか、情報の真偽を判断する力、それをやっぱりつ

けるしかないのかなというふうに考えるわけです。だから、そこを親はやっぱり学校に期待をするわけなのですが、やっぱり親にも学んでいただかなきゃいけないということで、そういう場をやっぱりつくるべきではないのかなと思いますが、教育長はどういうふうにお考えでしょうか。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

とても大切な問題であるというふうに思います。

例えばの例でございますが、今、ユーチューブ、大人も子どももユーチューブを見ております。あれはアルゴリズムとあって、1つユーチューブで何か番組を見ると、A Iがそれに類似した番組をどんどん機械的に送ってくるという傾向がありまして、例えばそれが政治思想に関わるものであれば、同じ考え、思想を持つ番組がどんどん流れていって、あたかも世の中の思想が全部そういうふうな思想ではないかと思わせるような仕組みになっております。子どもたちが判断できないで、十分判断できない子どもたちがそれを見るということは、とても危険なことでございます。そういう危険性があるということを、まず保護者も理解していただくという、これ啓発もとても必要ではないかなと思います。

次の項目にも関連しているのですけれども、やはりそういうことを防ぐためには、様々な情報があって、そこから子どもたちが選んでいくというような選択する、あるいは情報を批評していくという力がとても重要になっております。手っ取り早いのがやはり新聞でございます。新聞の中を、必ず新聞を毎日見ていく。自分と関係のない記事でも見ていく。その中で、生活に必要なことあるいはそれを批評していくという力が育っていくのではないかなと思っておりますが、ほかにいろんな方法があると思いますが、いずれ大変危険な世の中になっておりますので、幅広く、多角的、多面的に考えていく力、能力を身につけていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

質問項目の中に、N I E教育ということが出てまいりまして、必要性ということなのですが、それで最初、平泉でも取り組んだらどうでしょうかという項目を入れたのですが、もう実はもう平泉はちゃんと取り組んでおりますという教育長のお話を事前に伺いまして、今朝、今までの中学校の取り組みについて資料を頂いたのですけれども、2年ぐらい前から、そういった形で取り組んでいるというのにびっくりしたわけですが、岩手日報ということで。以前に私、朝日新聞でも、盛岡の仙北中学校で記事づくりという授業をやりましたというのを見て、平泉はどうかかなと思ったら、それ以上に平泉も頑張っているのだというのを資料を見せていただきましたので、その内容について、もしご紹介いただければお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

高橋教育次長。

教育次長（高橋国博君）

中学校のほうでは、N I E 活動ということで、メディアリテラシーの向上のための取り組みを効果的な取り組みとして位置づけておりまして、国語の時間や総合学習の発表の時間に特別活動等で記事の活用を進めているといったところでございます。具体的には、新聞記事を用いた要約やスクラップ、写真、スクラップ新聞の作成、あとは記事についての感想を書くなど、読解力の向上や社会性の育成に努めているといったところでございます。

いずれ今後につきましても、N I E 活動を計画的、継続的に推進しまして、子どもたちの主体的な学びにつなげてまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

1 1 番（升沢博子君）

宿泊研修新聞というものを2年生がつくっておるようでございますし、ほかにも後発地震注意情報に関する、震度7のそういう災害に対して、あるいはI L C の関係、それからトランプ関税とか、そういったところもきちんと捉えて記事にしているというところはすばらしいなというふうに思います。最近ではクマの情報ですか、そこまでいろいろ、何か議員よりも先に行っているのではないかなと思うぐらい、いろいろ調べているのだなというのに驚いたところです。

何度も繰り返すようではありますけれども、やはり今まずA I に聞いてみようという時代なのかなとは思いますが、最近の、

時事通信社の記事がございまして、近年の学習指導要領の改訂に関わった、文化庁にいらっしゃる合田哲雄氏という方の文言なのですけれども、我々が受け取っている様々な情報をうのみにしないで、吟味して自分で考えた上で表現する。自分とは全く違う価値観や考え方の人もいますので、一方的に主張するだけでなく、対話を重ねることが大事だという意識を育むことが、全体的なメディアリテラシー教育であるというふうに、学習指導要領に関わった先生の方ですけれども、そのために学校という社会制度があるというふうに言い切っているということでございますので、やはりこれはきちんと取り組むべきことではないかというふうに申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

議長（高橋拓生君）

これで升沢議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午前10時45分

議長（高橋拓生君）

それでは、一般質問に戻ります。

通告5番、阿部圭二議員、登壇、質問願います。

5番、阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

通告5番、阿部圭二です。

通告に従って質問をさせていただきます。短時間ですので、ぜひご協力をよろしくお願いします。

通告は2点あります。

1点は、犯罪被害者等支援条例の制定について。犯罪に巻き込まれた被害者やその家族、遺族が早く平穏な日常を取り戻すことができるよう、必要な支援を行うために犯罪被害者等支援条例を制定すべきではないか伺います。

そして、もう一点でありますけれども、国民健康保険税の減免についてであります。現在は未就学児が対象となっている、均等割保険料の軽減措置について、全額軽減にすべきと考えるが、町の考えを伺います。

以上、2点よろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

阿部圭二議員からのご質問にお答えをいたします。

初めに、犯罪に巻き込まれた被害者やその家族、遺族が早く平穏な日常を取り戻すことができるよう、必要な支援を行うために犯罪被害者等支援条例を制定すべきではないかとのご質問がありました。

犯罪被害者支援につきましては、議員ご承知のとおり、平成16年の犯罪被害者等基本法成立に始まり、制度の改正を重ね、令和3年、大阪の北新地ビル放火事件を機に拡充を望む声が高まったところであります。県におきましては、令和6年4月1日から犯罪被害者等支援条例が制定され、また県内市町村におきましては、令和7年4月1日から盛岡市において、令和8年4月1日から紫波町などの6市町において条例が制定されており、他の市町村においても条例制定に向けた動きが進んできているところであります。

本町におきましても、令和6年度から一関地区犯罪被害者等支援ネットワーク会議において、一関市、岩手県、岩手県警察本部、公益社団法人いわて被害者支援センター、一関・千厩両警察署と条例制定に向け情報共有、意見交換を進めてきており、引き続き一関市及び関係機関との情報共有やご協力をいただきながら、町としての支援の在り方について検討を進めていくとともに、今後、条例案の提案、予算関連経費の計上に向け、準備を進めてまいります。

次に、国民健康保険税に係る未就学児の均等割の軽減策についてのご質問がありました。

本町の国民健康保険税は、世帯所得に応じて算定される所得割、加入者数に応じて算定される均等割、世帯ごとに負担する平等割から構成されており、これらに対する課税総額の割合は地方税法に基づき定められています。このうち均等割につきましては、世帯当たりの加入者の人数に応じて一律に負担する金額を指し、所得の多寡に関わらず均等に負担いただくものであります。

国の制度として、子育て世代への経済的負担の軽減の観点から、令和4年度より小学入学前の未就学児の均等割額を2分の1に軽減しています。軽減した費用については、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1を負担しております。仮に町の独自施策として、未就学児の国保加入に係る均等割額を全額軽減した場合、その軽減分について、課税総額に対する均等割額の割合が定められていることから、その他の国保加入者で負担することとなります。

国民健康保険税は、医療費をはじめ国民健康保険制度を支えるための主要な財源であり、公平性を欠くことなく負担すべきものであることから、現行法の制度に基づき、引き続き対応してまいります。

なお、子育て世帯への経済的支援の観点におきましては、高校生世代までの子ども医療費助成事業によって、子育て世帯への経済的負担の軽減などを図っているところであります。また、国における均等割の軽減制度のさらなる拡充の動きとして、健康保険法等の改正案が令和8年5月29日、参議院において可決され、令和9年4月から軽減対象を未就学児から高校生世代まで拡大される見通しであります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

それでは、再質問をさせていただきます。

最近は、災害だけではなくて犯罪のほうも増えているようでありますけれども、平泉町での現在の犯罪被害者支援に関する体制というのはどういうふうになっているのでしょうか、お聞きします。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

平泉町での現在の犯罪被害者支援に関する体制というふうなところでございますけれども、相談窓口といたしましては町民福祉課ということで、こちらの窓口のほうでお受けするというふうなところでございます。また、そういった相談の内容に応じまして、関係課、またはあとほかの機関へのつなぎといったところでの、そういった相談支援を行いますし、また継続的な支援が必要だというふうなところがございましたらば、ケース会議等を開催するなど、そういった体制で支援に当たるといふところを想定しているところでございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

では、犯罪被害者等に見舞いの支給とか支援というのはあるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

犯罪被害者等への見舞金等でございますけれども、現在のところに関しましては、そういったところの予算措置等はございませんが、今後、先ほど来出ておりました条例の制定に向けた中で、そういった見舞金の制度につきましても、制度として検討してまいりたいと考えているところでございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

それでは、犯罪被害者への支援についての研修とか研究をやってきたということなのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

先ほどの町長の答弁でも触れていましたが、一関地区犯罪被害者等支援ネットワーク会議というところがございまして、こちらのほうで犯罪被害者支援の条例等についての協議を行ってきてございました。

最近では令和6年の12月に会議を開催いたしまして、一関警察署、千厩警察署、それから一関市、平泉町が入りまして、その条例につきましの情報交換を行いました。

令和7年度におきましては、令和8年2月に同じような形で実務者レベルの意見交換、情報共有を行ってございます。

令和8年の開催に関しましては、県の復興防災部の消防安全課と岩手県警察本部、いわて被害者支援センターの方にも来ていただきまして、より具体的な実務者レベルでの協議を行っているというふうな状況でございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

話し合われているということがよく分かりました。

犯罪被害者等支援条例ですけれども、条例の制定は全国各地で進んでおりまして、警察庁の犯罪被害者白書によると、政令市を除いた全国の市区町村のうち約6割、これは25年4月時点でありすけれども制定されて、15の府県は全自治体で整備されているということなので、岩手県は少し遅れているような感じもしないではないですけれども、そこで質問なのでありますけれども、県消防安全課によると、犯罪被害者やその家族らへの権利保護や生活支援などを図る犯罪被害者等支援条例の制定に向けた動きが県内の市区町村に広がっております。制定済みだった県と盛岡市に加えて、条例を施行した花巻市、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町、岩泉町の6市町、県の調査は昨年12月時点でありすけれども、このほか4自治体が年度中の施行を目標に準備を進めていると言っております。ほか5自治体は27年度中の施行を目指しているようであります。ただ、全国的に見れば、動きはとても鈍くて、県や関係機関は全市町村での整備を目指しているようであります。平泉町も検討すべきではないでしょうか、いかがですか。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

犯罪被害者等支援条例の制定というところでございますが、先ほどの町長答弁でもございましたが、現在その条例の制定に向けての準備を進めているというような段階でございます。

現在、議員からお話あったとおりでございまして、東北管内ですと青森、秋田等では100%、自治体のほうでは条例が制定されているというところでございまして、岩手県が遅れているというところではございます。また、全国的に見ましても、たしか6割、7割というふうな形で制定となつてございますので、引き続きネットワーク会議、先ほど申しましたネットワーク

会議で、そういった条例制定に向けた情報交換、それから情報共有を図りながら、条例制定に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

今、課長も言うておりましたけれども、県内では25年4月に盛岡市、市区町村で初めて支援条例を施行したのですけれども、東北6県、県庁所在地としては青森、先ほど言うていましたけれども、並んで最後となっておるわけです。同年4月時点で設定した市区町村が3割未満なのは東北6県で岩手だけと、広がり鈍さというのは本当に遅いのではないかなと思っていたのですけれども、その理由として、平泉町の犯罪発生率は県内3位とワースト3となっておりますけれども、山田、盛岡に次いで351人に1件起きておるわけです。重大事件が起きて、被害者が出ないうちに、犯罪被害者等支援条例の検討というのはすべきではないでしょうか。動いてはいるとは言っていますけれども、ちょっと急ぐ必要があるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

犯罪被害者条例の制定に向けての取り組みというところで、先ほど来申し上げているところではございますけれども、犯罪の抑止、それから被害者の支援といったところで、こういったところの条例の制定というところを進めてまいりたいと考えてございますし、また、先ほど来から出ておりましたが、近隣の自治体でも盛岡を中心に、それぞれ花巻など、そういったところを制定しているところも承知しておりました。そういった中身を精査した上で、条例の制定と、ほかの自治体ですとやはり見舞金の制定、見舞金の予算措置、そういったところも併せてやられているというところもございますので、そういった中身を精査した上で、整備に向けて進んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

すぐにとっても準備があるのかもしれませんが、県の考えは、過去10年間の刑法犯罪認知数は減少傾向にあると言うております。殺人、強盗や不同意性交渉等、凶悪犯罪は毎年一定数は発生しているけれども、ストーカーや配偶者暴力等の認知数が高止まりの状況であると。犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の理解または配慮に欠ける言動、今では結構問題になっていますけれども、インターネットにより行われる誹謗中傷のいわゆる二次被害、社会問題になっていると思います。

市区町村や民間支援団体が犯罪被害者等支援における重要な主体であることを踏まえ、県も支援を行うということではありますけれども、先ほども言っていましたけれども、岩手は治安がよいということなのですから、治安がよいところほど殺人や強盗、放火、強姦などの凶悪事件、犯罪遭遇率が比較的高いと言われております。凶悪事件は面識のある相手による犯行であるためであります。岩手県の犯罪件数の約7割は窃盗犯であります。自転車泥棒、車上狙い、万引きが中心で、現在、治安ランキングは日本一と、とても安全な県なのです。このような前兆を放置すると、今後治安が悪化していくと。そのためにも、鍵を閉めるというのは、私自身もなかなか閉めていなかったりしますけれども、そういうことも意識したいと思います。ならば、平泉町のワースト3を返上するためにも、犯罪の7割の窃盗を減らしていく必要があると、そして、二次被害とともに住民に周知させていくことが重要だと思います。検討すべきではないでしょうか。周知とかが必要ではないでしょうか。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

犯罪の窃盗犯の割合が多いというところは承知しております、令和5年度に、これとは違いますけれども再犯防止計画を策定した際に、やはり窃盗犯が多いところの数値は確認しているところでございます。また、こうした状況につきましての周知というふうなところというところも不足しているというところではございますが、犯罪被害者関係でのところにつきましては、市町村を持ち回りでパネル展というのを開催してございまして、令和5年度からなのですけれども、平泉町役場でも町民ホールで秋頃に1週間ほどこういったパネル展を開催しているというところもございます。こういった部分での周知を図るというのも一つではございますし、それから県では秋に、犯罪被害者支援の県民のつどいというのを開催してございますので、そういった開催への周知または参加というふうなところも促す必要性があるのかなと考えてございます。

それから、もう一点、毎年7月に社会を明るくする運動というのを展開してございまして、その部分に関しまして、再度そういった犯罪被害者支援というふうなところの再認識、再確認した上で、そういった取り組みを引き続き関係機関と一緒にやって継続的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

本当に犯罪は大変だなと私自身も思いますし、皆さんも多分そうだと思いますけれども、法務省の総合研究所研究部の報告書では、凶悪犯罪の親族率、先ほど言っていましたけれども50%、面識率は80%台後半と記録されております。つまり身近な人との関係のもつれから発生しているということでもあります。

犯罪被害者等が必要とする支援を行うため、有識者等の意見を施策に反映する仕組み、定期的な見直しを行う仕組み、そういう構築が必要だと思います。この考え方について、準じて犯罪被害者支援等条例の検討をということなのですが、有識者等の意見とか、そういう部分が必要だと思いますが、いかに考えますか。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

条例制定に向けての進め方というふうなところでございますけれども、先ほど来申し上げてございましたが、一関地区犯罪被害者等支援ネットワーク会議等で、県、警察本部、いわて被害者支援センターといった機関の方々と意見交換、情報共有を行いながら、こういった条例の制定に向けて準備を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

そして、警察の犯罪被害者給付制度というのもあるのですけれども、支給までが時間がかかるそうであります。すぐに引っ越しあるいは葬儀が必要な場合もあります。これらを検討して、条例制定を求めていってほしいと思いますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思いますが、考えをお聞かせ願えますか。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

警察における犯罪被害者の支援ということで、給付制度があるというところは確認してございます。また、議員が言うとおりでございまして、給付金の支給に結構な時間がかかるというところも確認してございます。

先ほど来、条例制定の中で見舞金の制度の創設というふうなところも検討していくといったところを申し上げましたが、そういった部分での見舞金の制度につきましても、併せまして条例等整備に向けて進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

ぜひ早くと言っても時間がかかるのかもしれませんが、整備をしながらほかの自治体とともに、見ながらぜひ検討していってほしいと思います。

それでは、次の質問に入りたいと思いますが、国民健康保険税の減免のほうなのですが、今回、均等割保険料の18歳までの対象人数は何名でしょうか。均等割保険料額も分かれば、ぜひ

お願いします。

議長（高橋拓生君）

千葉税務課長。

税務課長（千葉数馬君）

今回の均等割保険料の18歳までの対象人数というようなところではございますが、こちらにつきましては、令和8年度の賦課につきましては、現在算定作業を進めているところでありますことから、令和7年度の賦課状況を基に申し上げますと、未就学児が14人、小学1年生から6年生までが23人、中学1年生から高校生年代までが21人でございまして、合計58人となっております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

均等割の保険料額というのは、まだ分からないのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉税務課長。

税務課長（千葉数馬君）

均等割額につきましても、先ほどの答弁と同様、令和8年度分につきましては算定中というような、算定作業を進めているというようなところではございまして、こちら令和7年度の賦課状況を基に申し上げますと、未就学分が30万7,400円でございます、このうち半分の15万3,700円が5割軽減相当額となっております。また、小学生分につきましては43万2,000円、中学1年生から高校生年代、18歳までが39万7,400円でございます、合計額では113万6,800円となっております。なお、この合計額につきましては、先ほど申したとおり、その未就学分の軽減前の均等割額を含んでございます。

なお、実際の令和8年度につきましては、実際の対象人数及び均等割につきましては、今後、被保険者数や所得の状況等により変動するものでございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

金額的には分かりましたけれども、今年からですけれども、独身税と言われる子ども・子育て支援金、社会保険料に上乗せ徴収されるわけです。そして、今度は均等割の18歳までの保険料も来年度からですけれども、18歳以上の方たちで負担になるわけです。子ども割の分の半額免除と言いますが、免除されていると言いますが、結果としてさらに負担が増えることになるのではないのでしょうか、いかに考えますか。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

本年度から始まりました子ども・子育て支援金制度というところでございますけれども、この制度に関しましては、こども家庭庁のほうで負担がないということで、社会保障の歳出改革を行いまして、社会保険料の負担を軽減させるため、支援金による負担を相殺させる仕組みを取るというようなところで周知を図っているというところで、実質負担はないというような周知がされてございます。

また、現行の未就学児の軽減分につきましては、先ほどの答弁のとおりでございますが、国、県、町でそれぞれ負担をしているというようなところでございますので、現行、引き続きこういった国の制度の中での軽減措置を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

先ほども言いましたけれども、2027年4月から導入される国民健康保険、国保の保険料を半額にする対象を18歳まで広げることが通常国会で決まったと。では、子育て世帯に対する支援金で、会社員らが入る健康保険では扶養する子どもの保険料はかからないということで、それなら町単独の支援策として残りの保険料を負担し、18歳以下の保険料はなしとしていくことが子育て支援策、家計応援策として行うべき施策ではないでしょうか。伺いたいと思いますけれども、これは金額以上に、子供割の分を町で負担している市町村であるということをお願いすることがポイントになるのではないかと思いますけれども、伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

先ほどの町長の答弁で申し上げましたとおり、国の法改正で令和9年度から均等割の半額軽減を18歳まで拡大されるというところでございますので、子育て世帯の保険料の負担が軽減されるというところでございます。

また、答弁者でも引き続き申し上げた繰り返しになりますけれども、均等割の軽減につきましては、国の制度に準じた形での対応をしてみたいと考えてございます。

それから、報道によりますと、今回の法律改正の前の5月28日の参議院の厚生労働委員会におきまして、今回の健康保険法等改正の法案に対する附帯決議に、軽減措置のさらなる拡充を含めた検討を進めることとの文言が盛り込まれたというふうなところで報道がございましたので、今後の国の動向も注視しながら、そういった負担軽減策というところの視点も視野に入れながら、国保会計の運営に進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

金額的にはそんなには多いとは思わないのでありますけれども、それ以上に本当にアピールする部分が多いのかなと思います。

今年1月から10月まで、約1万品目近くの商品が5年連続で値上げされるわけであります。今年いっぱいだと1万5,000品目にもなるのではないかと思いますけれども、ガソリンと同じで、税金の消費税がかかってくる金額にさらに消費税分が上乗せされていくことになるのではないかと危惧しております。

では、子育て施策、支援策として家計応援としても、残りの健康保険の子ども分の保険料、町で負担して無料にするということは、そんな大した金額ではないのですが、それ以上に皆さんにアピールするということは、とても大きいのかなと思います。ぜひ平泉町が子育てに力を入れている市町村であるということをアピールするためにも、ぜひ行っていただきたいと思います。検討を求めます。

以上となります。

議 長（高橋拓生君）

これで阿部圭二議員の質問を終わります。

議 長（高橋拓生君）

これで本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次の本会議は11日午前10時から行います。

本日はこれで散会いたします。

ご起立願います。

ご苦労さまでございました。

散会 午前11時30分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 三枚山 光 裕

同 真 竈 光 幸